



第3次志賀町 男女共同参画行動計画

令和5年度～令和14年度
(2023年度～2032年度)



志賀町

はじめに

近年、家族形態や地域社会が変化している中で、男性も女性も、すべての個人が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では、平成17年に「志賀町男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成20年に「志賀町男女共同参画行動計画」を策定しました。その後、社会環境の変化に対応するため、平成25年3月に「第2次志賀町男女共同参画行動計画」を策定し、施策を推進してまいりました。



これまでの取組により、男女共同参画の推進に向けた町民意識は高まりつつありますが、方針の立案・決定過程への女性の参画が不十分であるなどの課題が残されています。

近年の人口減少・少子高齢化の進行や人生100年時代の到来、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等への対応が求められています。

このような社会状況の変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き推進するため、「第3次志賀町男女共同参画行動計画」を策定しました。

新計画では、「男女平等・多様性社会を進める意識づくり」「誰もがいきいきのびのび活躍できる環境づくり」「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標に基づき、施策の推進に取り組むこととしております。

計画の着実な推進を図るためには、町と町民・各種団体・企業の皆様がそれぞれの特性を生かして連携し、一体となって取り組むことが重要であると考えておりますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりご協力いただきました志賀町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、意識調査などを通じて貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様から心からお礼申し上げます。

令和5年3月

志賀町長 小泉 勝

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. プラン策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	4
5. 計画の基本理念	4
6. 持続可能な開発目標（SDGs）への対応	5
第2章 本町の現状と課題	6
1. 本町の現状.....	6
2. アンケート結果からみる男女共同参画の状況.....	8
第3章 これまでの取組の評価	11
1. 指標の達成状況	11
2. 成果と課題.....	12
第4章 計画の基本的な考え方	17
1. 計画の視点.....	17
2. 基本目標と課題.....	17
3. 施策の体系図.....	18
第5章 施策の内容と事業	20
基本目標Ⅰ 男女平等・多様性社会を進める意識づくり	20
基本目標Ⅱ 誰もがいきいきのびのび活躍できる環境づくり	24
基本目標Ⅲ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり	30
第6章 計画の推進	39
1. 推進体制の整備	39
2. 計画の進捗管理	40
参考資料	41
1. 志賀町男女共同参画審議会名簿.....	41
2. 策定経緯	41
3. 志賀町男女共同参画推進条例.....	42
4. 用語解説	46

第1章 計画策定にあたって

1. プラン策定の背景

(1) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

(2) 男女共同参画をめぐる動向

<国の動向>

平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定されて以降、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、様々な推進のための取組が行われてきました。令和2(2020)年「第5次男女共同参画基本計画」においては、我が国では経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて次の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

【第5次 男女共同参画基本計画 ～目指すべき社会～】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

<県の動向>

県では、平成 13（2001）年に男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定するとともに「いしかわ男女共同参画プラン 2001」を策定しました。平成 23（2011）年には令和 2 年度を目標年次とする「いしかわ男女共同参画プラン 2011」を策定して、男女共同参画社会を形成するための諸施策を積極的に推進してきました。

令和 2（2020）年、前期プランの期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い「いしかわ男女共同参画プラン 2021」を策定しました。性別にとらわれることなくすべての人が個性と能力を発揮できるよう「男女が共に活躍できる石川へー 3 つの C（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現ー」をめざすべき社会として掲げ、働く女性の活躍推進や幅広い層への意識啓発、女性等に対する暴力の根絶など、一層の施策の推進に取り組むこととしています。

2. 計画策定の趣旨

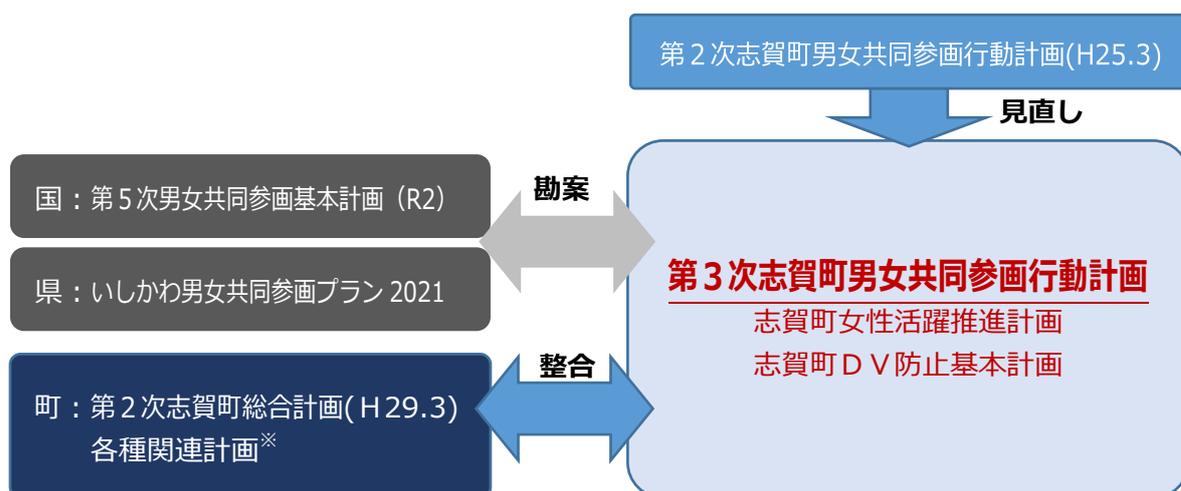
本町では、平成 17（2005）年に「志賀町男女共同参画推進条例」を制定し、平成 20（2008）年には、男女がお互いの生き方を尊重し、責任を分かち合える環境づくりの推進方策として「志賀町男女共同参画行動計画」を策定しました。その後、社会環境の変化に対応するため、平成 25 年 3 月に第 2 次計画を策定し、施策を推進してきました。

これまでの取組により、男女共同参画の推進に向けた町民意識は高まりつつありますが、近年の人口減少・少子高齢化の進行や人生 100 年時代の到来、自然災害や新たな感染症への対策、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等への対応が求められています。

令和 5 年 3 月、第 2 次計画の計画期間満了に伴い、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを引き続き推進するため、社会情勢の変化、本町における現状と課題を踏まえながら、「第 3 次志賀町男女共同参画行動計画」を策定します。

3. 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画とします。
- ②「志賀町男女共同参画推進条例」第 8 条に基づく行動計画とします。
- ③計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」とします。
- ④国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、石川県の「いしかわ男女共同参画プラン 2021」を勘案し、策定します。
- ⑤本町の最上位計画である「第 2 次志賀町総合計画」や本町における他の個別計画との整合性に配慮して策定します。



※各種関連計画

- 第 2 期志賀町創生総合戦略 (R2.3)
- 第 2 期志賀町子ども・子育て支援事業計画 (R2.3)
- 第 8 期志賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (R3.3)
- 志賀町第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画 (R3.3)
- 志賀町地域防災計画 (R3.10)
- 志賀町特定事業主行動計画 (R3.4)

4. 計画期間

本計画の期間は、**令和5年度から令和14年度(2023-2032)までの10年間**とします。

ただし、期間中であっても、国内外の動向や社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の基本理念

志賀町男女共同参画推進条例第3条では、本町の男女共同参画の推進に係る5つの基本理念を掲げており、本計画においてもこれらを基本理念として、男女共同参画施策を推進します。

- ①一人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ②家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。
- ③社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。
- ④男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- ⑤男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

6. 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の開発目標です。

わが国においても、平成 28（2016）年 5 月に関係省庁が連携し、一体となり取り組むため、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」をめざす方針を打ち出しています。

また、この指針のなかで「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

持続可能な地域づくりを進める本町においても、本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした関連するゴールの達成へ寄与します。



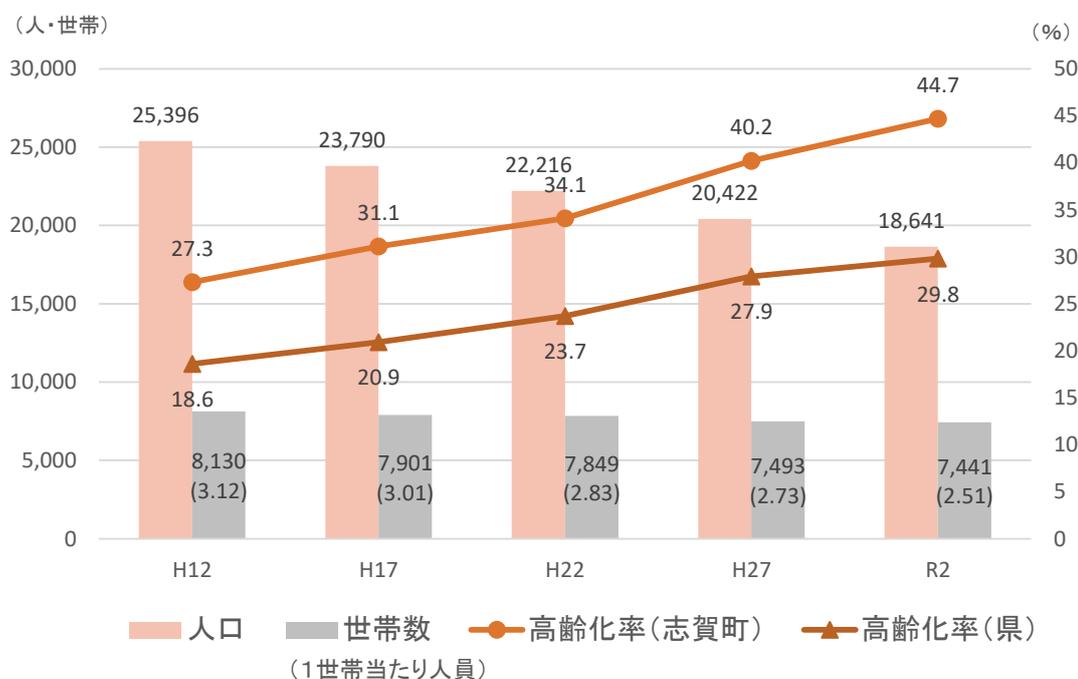
第2章 本町の現状と課題

1. 本町の現状

(1) 人口の状況

- 人口、世帯数は年々減少、令和2（2020）年の1世帯当たり人員は2.51人／世帯で、単身世帯の増加や核家族化が進んでいます。また、県全体を上回り、年々高齢化率が増加しています。
- 令和2（2020）年度の出生数は71人、人口千人に対する出生率は3.77で、県全体（6.91）を大きく下回っています。（資料：「石川県の人口と世帯」石川県統計情報室）

人口の推移



資料：国勢調査

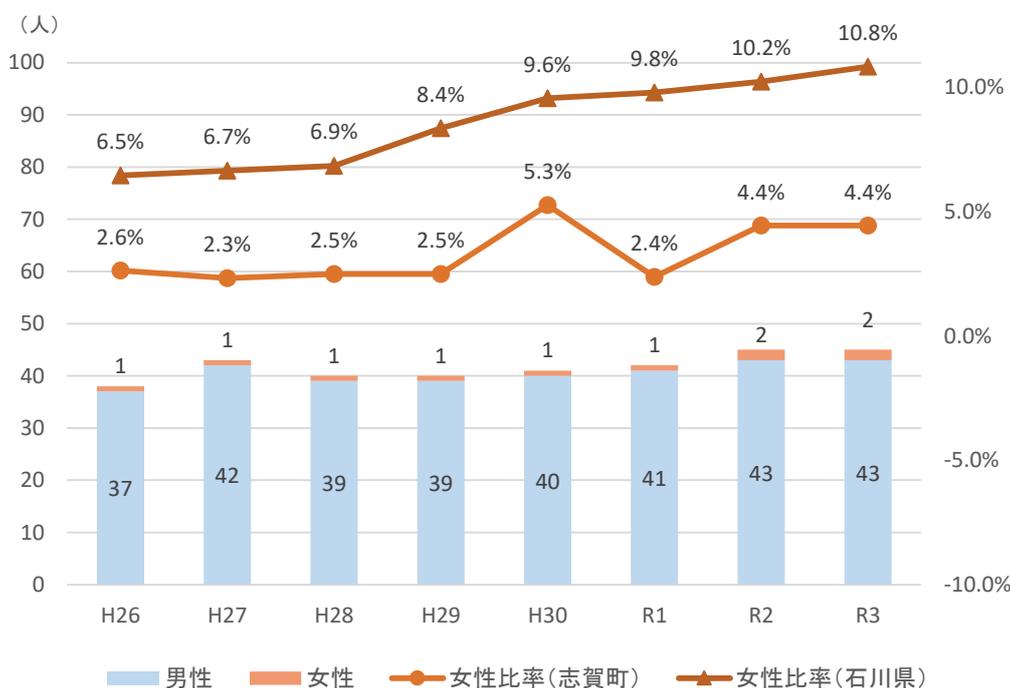
【課題】

- 今後ますます深刻化する人口減少、少子高齢化に備え、持続可能な社会の形成が重要です。

(2) 本町の行政分野における男女共同参画の状況

- 令和4（2022）年4月現在の**本町の管理職における女性登用割合は4.1%（目標10%）**となっています。
- 登用の推移では、微増していますが**石川県平均を大きく下回っています。**
- 令和2（2020）年度の育児休業取得状況は男性1人、女性12人で、**男性の取得率は5.9%（目標20%）**でした。

管理職に占める女性の割合の推移



資料：男女共同参画局

(地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

【課題】

- 本町の管理職における女性登用について、積極的な取組が必要です。
- 町全体の育児休業等の取得率向上を図るためにも、町職員が率先して、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得について積極的な取組が必要です。

2. アンケート結果からみる男女共同参画の状況

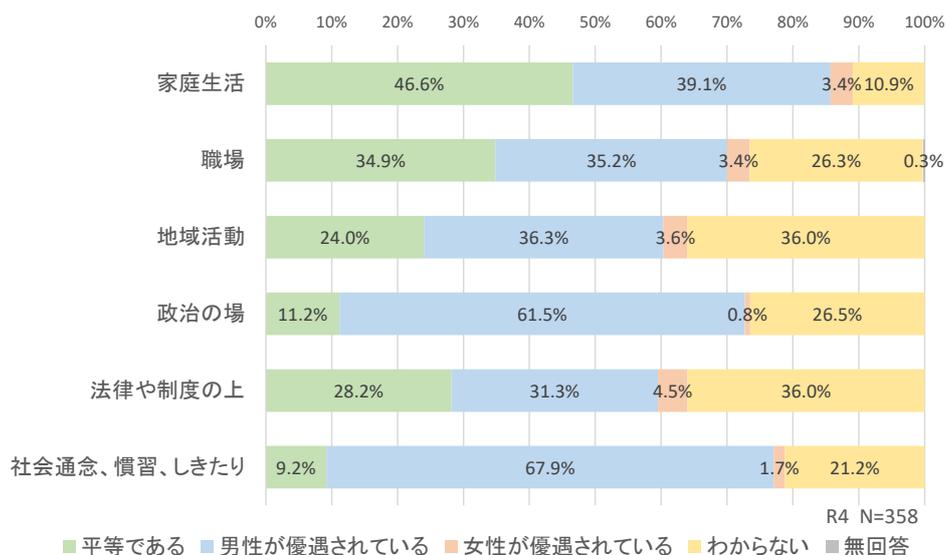
(1) 調査概要

調査名	令和4年度 男女共同参画に関する意識調査
調査目的	「第2次志賀町男女共同参画行動計画」の計画期間（平成25年度～令和4年度）終了に伴い、次期計画策定に向けた基礎資料を得るために実施
調査対象	志賀町在住の20歳以上の男女から無作為に抽出した1,000人
調査期間	令和4（2022）年7月25日～8月8日（2週間）
調査方法	郵送配布、郵送回収
回収件数	358件
有効回答率	35.8%

(2) 主な調査結果

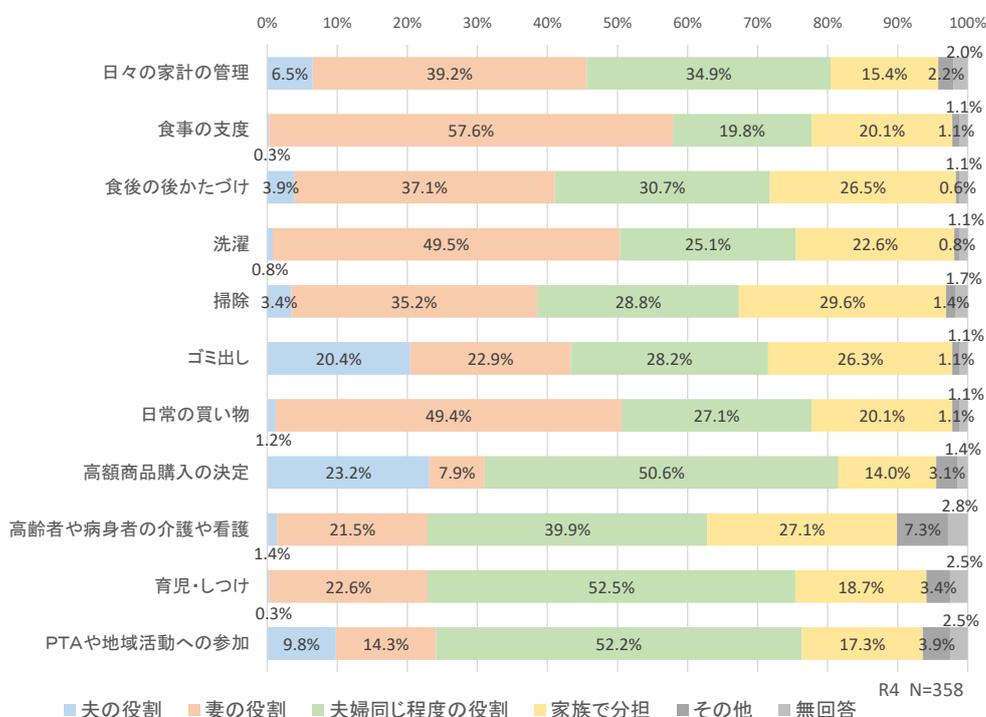
<男女平等に関する意識>

「家庭生活」では約5割が「平等である」と感じています。その一方で、「政治の場」、「社会通念、慣習、しきたり」では、6割以上が「男性が優遇されている」と感じています。



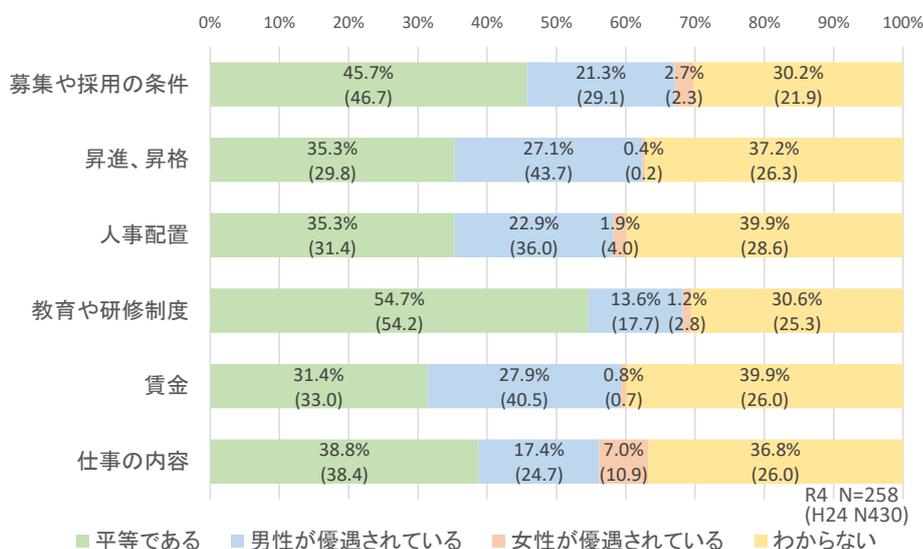
<家庭での役割分担>

「高額商品購入の決定」、「育児・しつけ」、「PTAや地域活動への参加」では約5割が「夫婦同じ程度の役割」となっています。しかし、「食事の支度」や「洗濯」等の日常の家事については、「妻の役割」が高くなっています。



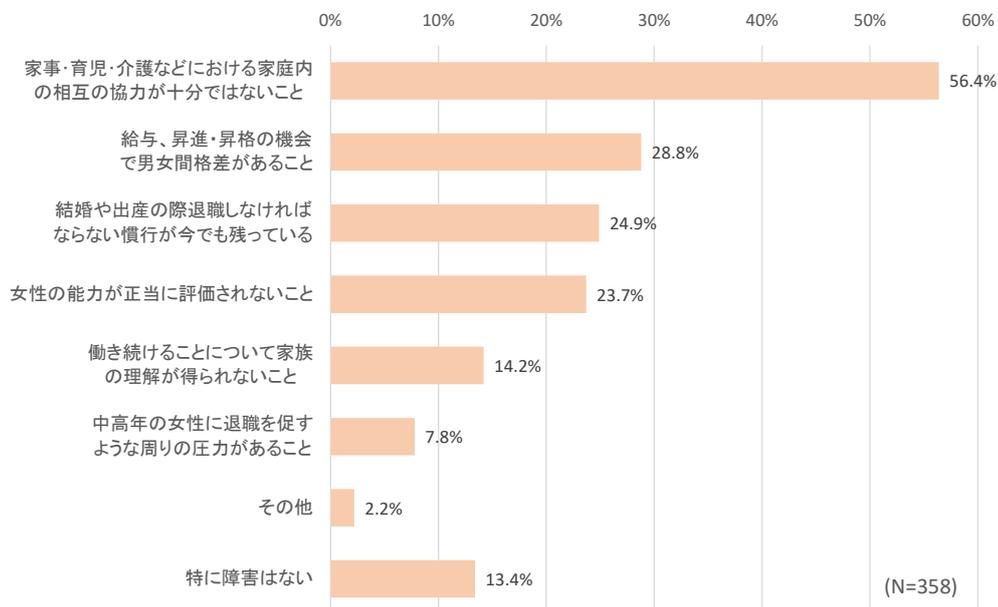
<職場における男女平等>

「募集や採用の条件」、「教育や研修制度」では約5割が「平等である」と感じています。また、「昇進、昇格」、「人事配置」、「賃金」については約2割以上で「男性が優遇されている」と感じているものの、前回調査（H24）に比べ、10ポイント以上減少していることから、意識の変化がみられます。



<女性が仕事を続けていく上で障害になること>

約6割の人が「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」を障害だと思っています。



(3) 現状と課題

- 固定的な性別役割分担意識は、家庭や職場、地域等をはじめとするあらゆる場において、依然として根強く残っています。
- 働く女性が増加している一方で、家庭における役割について女性の負担が未だ大きい状況にあります。

【課題】

- あらゆる場において男女平等意識の普及・啓発に努めることが必要です。
- 家事・子育て・介護等は、男女が共に担うべき共通の課題であるという意識の醸成を図るとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整えることが必要です。

【用語解説】 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

第3章 これまでの取組の評価

1. 指標の達成状況

前計画（第2次志賀町男女共同参画行動計画）で設定した評価指標の達成状況は次の通りです。

【評価区分】○…達成（目標を達成している）

△…改善（目標は達成していないが計画時より改善している）

×…未達成（計画時より変化がみられない又は後退している）

基本目標	項目	実績値		目標値	達成状況
		平成24年 (2012)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	
Ⅰ男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	「志賀町男女共同参画行動計画」の周知度	34.2% ^{※1}	19.6%	100%	×
	「男女共同参画社会」の周知度	50.0% ^{※1}	66.8%	100%	△
Ⅱ方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	町の審議会等における女性委員の割合	19.8% ^{※2}	23.5%	40%	△
	自治会長に占める女性の割合	0.7% ^{※2}	1.5%	10%	△
Ⅲ職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を發揮できる社会の実現	「ワーク・ライフ・バランス」の周知度	24.2% ^{※1}	44.7%	60%	△
	町内の「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定数	2団体	13団体	6団体	○
	町内の「石川県ワーク・ライフ・バランス企業」知事表彰企業数	0団体	1団体	2団体	△
	延長保育	4箇所	5箇所	6箇所	△
	家族経営協定締結数	0戸	0戸	5戸	×
	女性認定農業者数	1経営体	5経営体	3経営体	○
	女性防災士数	1人	59人	10人	○
Ⅳ女性の人権が推進・擁護される社会の形成	「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の周知度	73.0% ^{※1}	90.5%	100%	△
	各種がん検診受診率	30%	40%	50%	△

※1 「平成24年度志賀町男女共同参画に関する調査」アンケート結果より

※2 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（平成24年度）市区町村編」（内閣府男女共同参画局）より

2. 成果と課題

アンケート調査結果や庁内ヒアリングを基に、前計画の成果と課題について整理します。

<基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革>

●「志賀町男女共同参画行動計画」の周知度

用語等を理解している人は増えていますが、町の課題や政策、制度などに対する周知度が低くなっています。

【課題】

- 町民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題と捉え、理解を促進し意識改革を進める必要があります。

●男女の平等感における性別による意識の違い

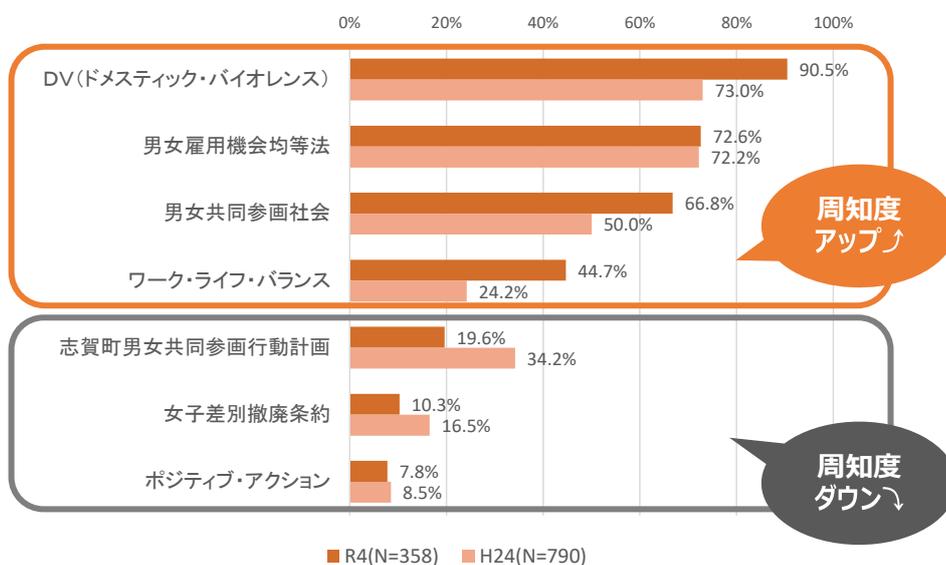
「平等である」と感じる人は増えていますが、未だ「男性が優遇されている」と感じる場面が多い状況です。また、男女において意見に差が生じるのも、人々の意識の中にある固定的な性別役割分担意識や男女の能力や適性に関する固定的な見方が根強く残っているものと考えられます。

【課題】

- 引き続き性別による固定的な役割分担意識の改革が必要です。

<男女共同参画に関する語句や制度の周知度>

語句の周知度は、アンケート調査によると、令和4(2022)年度は平成24(2012)年度調査に比べて下図の増減がみられました。



<基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大>

●町の審議会等における女性委員の割合

女性委員の割合の減少、女性の所属していない審議会がある等、数値目標の到達には厳しい状況が続いています。

【課題】

- 選任方法の見直しや各種機関への働きかけに努め、より一層、女性参画を促進することが必要です。

●地域の指導的立場の女性が少ない理由

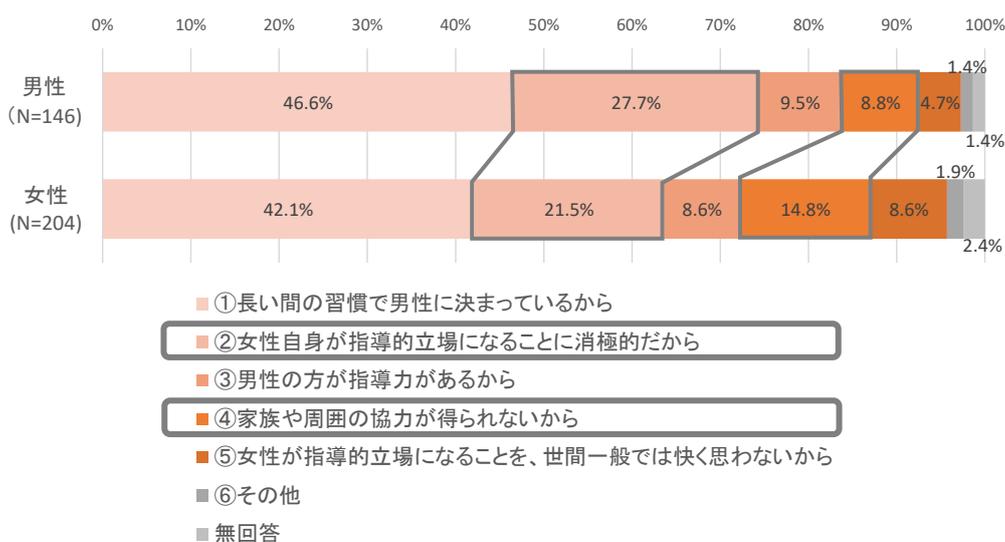
女性自治会長の割合は年々わずかな上昇はあるものの、固定的な性別役割分担意識は根強く残っていることなどにより目標達成が難しい状況です。

【課題】

- 地域における固定的な性別役割分担意識についての見直しを呼びかけ、地域組織の運営等への積極的な女性参画の促進が必要です。

<地域の指導的立場の女性が少ない理由>

アンケート調査によると、「女性自身が指導的立場になることに消極的だから」と「家族や周囲の協力が得られないから」の理由において男性と女性で意識の差が生じています。



<基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現>

●女性の社会参加等についての意識

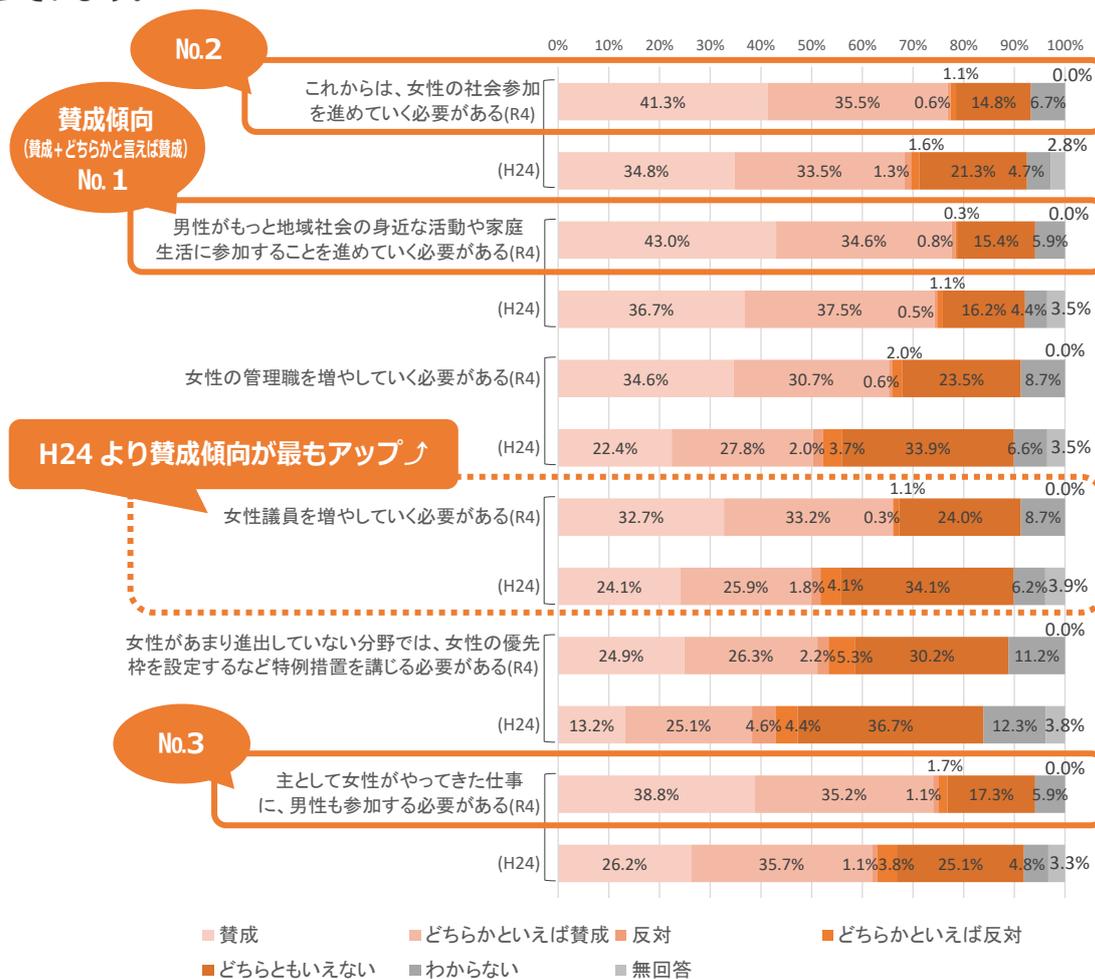
女性の積極的な社会参加に対する意識は前回調査に比べて高まっています。あらゆる分野における女性の活躍推進を図るためには、家庭内における相互の協力が最も求められています。

【課題】

- 出産、育児、介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となり、多様な就業を可能とする環境の整備を一層充実していくことが必要です。

<女性の社会参加等について>

アンケート調査によると、平成 24（2012）年度調査から賛成傾向（賛成+どちらかと言えば賛成）が最も増加した項目は「女性議員を増やしていく必要がある」（+15.9 ㊦）となっています。



<基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成>

●被害の相談状況

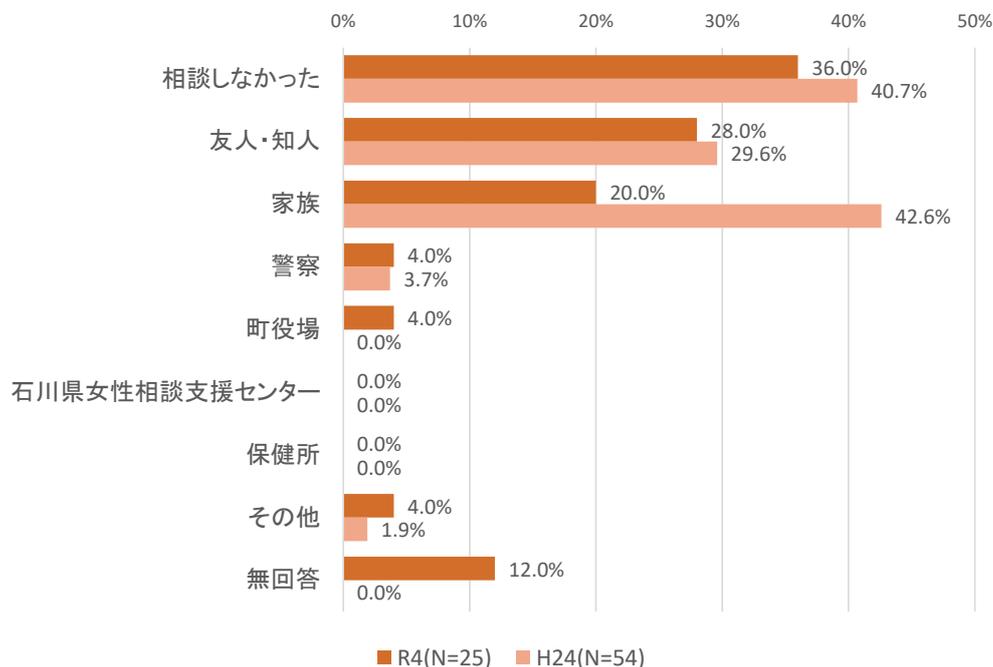
DVについては、法制度の整備や啓発等が進められて社会的な認知が進んでいますが、被害の相談先については、どこ（だれ）にも相談していない割合が最も高く、被害が潜在化する傾向にあります。

【課題】

- 根絶に向けた取組、相談から保護、自立までの切れ目ない支援が必要です。

<DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者について>

アンケート調査によると、令和4（2022）年度は、「相談しなかった」が36.0%で最も多く、次いで「友人・知人」が28.0%となっています。平成24（2012）年度調査で最も多かった「家族」は22.6ポイント減少し、20.0%となっています。また、平成24（2012）年度調査と比較して、「町役場」等の外部機関への相談がみられます。



<基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進>

●国際交流事業の実施状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、予定していた国際交流事業の多くは中止となりました。国際交流の充実、男女共同参画に関する国際的視点を養う上でとても重要な取組のひとつです。

【課題】

- オンラインを活用する等、新しい国際交流のあり方について検討が必要です。

国際交流事業の実施推移

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)
ジャパンテント参加者数	7 名	9 名	7 名	7 名	中止	中止
志賀町日中友好協会の 活動支援事業の実施回数	4 回	4 回	2 回	2 回	1 回	0 回

<ジャパンテント (JAPAN TENT) >

30年以上続いている「JAPAN TENT」は、日本各地で学ぶ世界各国からの留学生300人を石川県に招いて開催する県を代表する国際交流イベントです。

本町も毎年、留学生を受け入れ、日本の文化体験等を通じて交流を深めてきました。



書道体験



茶道体験

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の視点

男女共同参画を取り巻く現状や社会情勢における課題、「持続可能な開発目標」(SDGs)の理念を踏まえ、次の3つの視点で計画を策定します。

視点1 ▶男女共同参画の理解促進

固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方等にとらわれない意識の醸成

視点2 ▶女性活躍の促進

女性が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において活躍できる地域社会の実現

視点3 ▶多様性の尊重

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現

2. 基本目標と課題

条例の基本理念、計画の視点を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、3つの「基本目標」と「課題」を掲げ、これに基づき施策の推進に取り組みます。

基本目標と課題

【基本目標Ⅰ】男女平等・多様性社会を進める意識づくり

- 課題1 男女共同参画の意識醸成と理解促進
- 課題2 多様性の理解促進・人権尊重

【基本目標Ⅱ】誰もがいきいきのびのび活躍できる環境づくり

- 課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 課題2 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- 課題3 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【基本目標Ⅲ】誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

- 課題1 生涯にわたる健康支援
- 課題2 困難を抱える人々への支援
- 課題3 地域防災における男女共同参画の推進
- 課題4 あらゆる暴力の根絶

3. 施策の体系図



【基本目標Ⅲ】
誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり



【課題1】生涯にわたる健康支援

施策の方向

- ①生涯を通じた男女の健康の保持増進
 - 健康づくりの推進
 - 健診体制の充実
- ②妊娠・出産等に関する女性の健康支援
 - 妊娠・出産期における支援や医療体制の充実
 - 子どもや母親の健康の確保

【課題2】困難を抱える人々への支援

施策の方向

- ①生活困難を抱える子育て家庭への支援
 - ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - 経済的困難を抱える子育て家庭への支援
- ②高齢者・障がい者福祉の充実
 - 高齢者の生活支援
 - 障がい者施策や障がい福祉サービス、障がい児支援の拡充

【課題3】地域防災における男女共同参画の推進

施策の方向

- ①防災に関する女性の参画拡大※
 - 地方防災会議への女性の参画促進
 - 地域の自主防災活動への女性の参画促進
- ②災害時の多様性配慮
 - 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策
 - 災害時の要配慮者支援と多様性配慮

【課題4】あらゆる暴力の根絶

施策の方向

- ①暴力根絶の意識醸成・啓発
 - DVに関する知識の普及啓発
 - 若年層への教育の充実
- ②暴力防止及び被害者支援
 - 相談窓口の充実と周知
 - 被害者の安全確保と自立支援

※…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

第5章 施策の内容と事業

【基本目標Ⅰ】男女平等・多様性社会を進める意識づくり

【課題1】男女共同参画の意識醸成と理解促進

<現状と課題>

女性の社会進出は進んでいるものの、依然として男性が中心となっています。意識調査においても、「政治の場」、「社会通念、慣習、しきたり」で“男性が優遇されている”と答えた人が特に多くなっています。

家庭での役割分担では、夫婦や家族で分担を意識する一方、未だ多くの家事を女性が担っています。また、男女の役割意識の違いがあり、男性の家事等への参画が進みにくいという傾向も見られます。

男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識や男女の能力や適性に関する固定的な見方（性差に関する偏見）があると考えられます。

個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、これら意識や偏見を解消し、社会の意識と行動を変えていく必要があります。



＜課題解決に向けた施策＞

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、わかりやすく受け入れられる広報・啓発活動を積極的に展開します。また、男性が家庭、地域へ参画できるよう、男性が関わることの大切さや意義などの啓発を進めます。さらに、男女共同参画に関する町民意識や現状を客観的に把握するため、定期的な意識調査や実態調査の実施等、男女共同参画計画に基づいた各種施策の進捗状況を公表し、町一丸となって推進できるよう情報共有に努めます。

①男女共同参画の広報・啓発活動の推進		
■わかりやすい広報・啓発活動の推進	男女共同参画推進事業 講演会の開催、広報誌による啓発、ケーブルテレビ、志賀町ホームページ等による啓発の実施	生涯学習課
	行政、企業・団体等への啓発事業 企業や各種団体等が行う意識啓発や各種活動の支援	
■男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画推進事業 町内会、公民館活動等における男女共同参画の推進、男性の育児・家事参画セミナーの実施、町民を対象とした出前講座の開催	生涯学習課
②固定的な性別役割分担意識の解消		
■定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報の収集	定期的な意識調査 住民アンケートの実施（随時）	生涯学習課
	フォローアップ調査 庁内の計画進捗状況を調査	
■情報の積極的な提供・発信	調査結果の公表及び町民への周知・啓発 男女共同参画に関する年次報告書等の公表、男女共同参画に関する調査結果の公表	生涯学習課

【課題2】多様性の理解促進・人権尊重

<現状と課題>

平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」社会を目指すとともに、「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされ、国際社会全体で取組を進めています。

世界には多様な文化や習慣があり、また女性を取り巻く問題も多種多様であることを知ることによって、自分たちの地域の問題や課題に気づくことができます。男女共同参画社会の形成を図るためには、国際動向の情報収集や国の取組状況の把握に努めるとともに、国際交流の充実を図る中で男女共同参画に関する国際的視点を養うことが重要です。

<課題解決に向けた施策>

人種や国籍、障がいの有無などの外見の違いだけではなく、価値観やライフスタイル、性的指向や性自認等、一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要です。性的少数者や外国にルーツを持つ方など、様々な背景を抱える人々も安心して暮らせる環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための教育・啓発、交流等を行います。



①性の多様性への理解促進		
■SDGsの振興による多様性の理解	SDGsの推進 SDGs研修会の開催、普及啓発の実施	生涯学習課 住民課 総務課
	人権啓発推進事業 人権週間の街頭啓発、リーフレットの配布等、人権週間に合わせた広報による周知	生涯学習課 住民課
■性的少数者への支援	LGBT支援事業の展開 普及啓発活動の実施(広報、HP等での周知)	生涯学習課

②多様な文化への理解促進		
■ 国際交流団体の活動 支援	青少年海外派遣事業 現地の一般家庭におけるホームステイ体験	学校教育課
	国際交流団体の活動支援 ジャパンテント留学生の活動支援、志賀町国際交流協会等への活動支援	生涯学習課
■ ESD教育の推進	国際交流事業 ジャパンテントにおけるホームステイ事業、東京パラリンピックホストタウン交流事業	生涯学習課
	ESD 教育の推進 道徳教育・人権教育の推進、生徒の「心の教育」「心のケア」体制の充実	学校教育課
	外国語教育推進事業 各小中学校へのALTの配置	

<アゼルバイジャン・バクー市ハタイ地区との交流>

平成30(2018)年12月、本町とハタイ地区は、「友好都市」協定に向けた今後の協力に関して覚書を結びました。その後、本町ではアゼルバイジャン特産のザクロを使ったケーキの製作・販売や小中学校生とアゼルバイジャン代表選手のオンライン交流等の活動が行われてきました。令和元(2019)年7月にはアゼルバイジャン代表のレスリングチームが本町を訪れ日本代表との合宿を実施したほか、志賀小学校訪問やレスリング教室の開催などを通して交流を深めるとともに、座禅体験や地元祭礼参加など日本の文化にも触れました。残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、オリンピック選手団による大会直前の本町での事前合宿は叶いませんでしたが、パラリンピック水泳選手団の志賀町合宿が実現し、友好を深めました。

令和4(2022)年11月、日本アゼルバイジャン外交関係樹立30周年の節目に本町一行はアゼルバイジャンを訪問し、国際交流の促進を目的とする多くの会談や視察等を行いました。

今後、ホストタウン交流事業のフォローアップとして、相互理解及び文化交流の促進を目的とした学生の相互派遣及びホームステイ事業が計画されています。同事業の実施を通じて、志賀町とハタイ地区、ひいてはアゼルバイジャンとの友好関係のさらなる強化が期待されます。



志賀天友太鼓グループによる
デニズモールでの和太鼓演奏
資料：外務省 ホームページより

【基本目標Ⅱ】誰もがいきいきのびのび活躍できる環境づくり

【課題1】ワーク・ライフ・バランスの推進

<現状と課題>

人口減少と少子高齢化が進行する中、働くことを希望するすべての人が仕事と家事、育児・介護等の家庭生活やその他の活動を両立できるようにすることは必要不可欠です。さらに男女が共に地域の活動に参画・活動を活性化することで、地域社会を豊かなものにしていくことが期待されます。

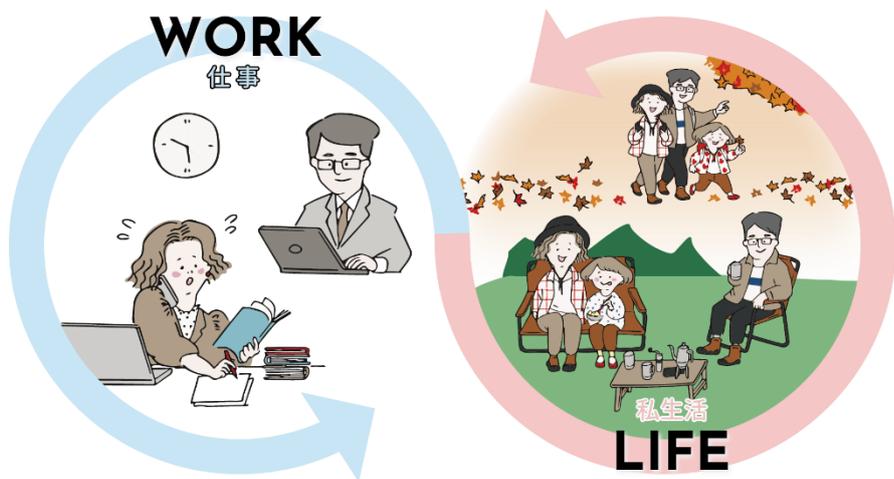
しかし、今でも女性を取り巻く雇用環境が厳しいこと、一方、男性は育児休業などを利用しにくい労働環境にあります。女性がより一層活躍するためには、女性に焦点を当てた取組にとどまらず、男性や事業所に対しても啓発することが重要です。また生活における仕事・家庭・プライベートのバランス確保が難しいことから、子育てや介護に対する不安や負担を軽減するための支援や環境整備が求められます。

<課題解決に向けた施策>

誰もが自らの希望する働き方・生き方が選択できるよう、職場・家庭・地域社会における固定的な性別役割分担意識を変えるとともに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスを促進し、家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援の充実を図ります。

①ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発		
■企業へのワーク・ライフ・バランス推進のための法や制度の周知・啓発	ワーク・ライフ・バランス啓発事業 ワーク・ライフ・バランス企業の普及促進、 「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定 制度の周知、「石川県ワーク・ライフ・バ ランス企業」制度の周知	生涯学習課 商工観光課
■役場内におけるワーク・ライフ・バランスの促進	志賀町特定事業主行動計画の推進 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	総務課

②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実		
■安心して育てられる環境の充実	保育対策等推進事業 延長保育の実施、休日保育の実施	子育て支援課
	放課後児童クラブ運営事業 志賀・富来で実施	
	ファミリー・サポート・センター事業 依頼会員と協力会員の相互援助活動に関する連絡・調整、ファミリー・サポート・センター充実強化事業	
■高齢者・障がい者福祉の充実	老人福祉員事業 一人暮らし高齢者見守り事業	健康福祉課
	地域福祉推進チーム活動事業 一人暮らしの高齢者の社会参加	
	障害者自立支援給付事業 日常生活、社会参加のための支援	



【課題2】政策・方針決定過程への女性の参画推進

＜現状と課題＞

持続可能な開発目標（SDGs）では、令和12（2030）年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられていますが、我が国は、特に政治分野や経済分野における意思決定過程への女性の参画が諸外国と比べて非常に遅れたものとなっています。深刻化する少子高齢化・人口減少、価値観の多様化が進む中、あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が共に参画し、様々な視点が確保されることは、あらゆる人が暮らしやすい地域社会の実現につながります。政策・方針決定の場に女性の参画が少ない理由として、組織運営の課題や意識調査からは女性側の消極性、固定的な性別役割分担意識が考えられます。

＜課題解決に向けた施策＞

女性自身が政策・方針決定過程に参画する意欲と能力を高めるとともに、女性の参画の必要性について、社会全体の理解を深める必要があります。町の各種審議会等委員への積極的な起用を働きかけるとともに、自治会、PTA等、地域活動の方針決定の場においても女性の登用が進むよう、地域のあらゆる場において啓発や情報提供を行います。



①行政分野における女性の参画促進※		
■町の審査会等委員への女性の参画促進	町の審議会等委員への女性の参画推進 女性のいない審議会の解消（推薦団体等に対する協力要請）、女性委員の登用促進（条例に定められた4割(当面3割)を目標に取り組む）	生涯学習課
■町の管理・監督職員への女性の任用及び職域拡大	町の管理・監督者への女性の積極的任用 人事評価を反映した積極的任用	総務課
	町の女性職員の職域拡大及び能力開発 各種研修会への積極的受講を促進	
	女性職員のキャリア支援 各種研修会等の周知	
■女性の政治参画における意識啓発	女性の政治参画に関する情報の収集・提供 政治分野への女性の参画に関する情報の収集・提供	生涯学習課

※…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

②企業・団体等における女性の参画促進※		
■企業や各種団体等の 役職員等への女性の 参画促進	企業・団体への情報提供 企業、団体等に対する資料提供と協力依頼 (ポスターの提示、パンフレットの配布、講習会の開催)、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の周知	商工観光課
■女性の参画状況の把握	女性の活躍に関する情報収集 女性登用(管理的従事者)人数・率等の情報収集	商工観光課
③地域における女性の参画促進※		
■女性団体の活動支援	志賀町女性団体協議会の活動支援 研修会や交流会等の開催支援	生涯学習課
■農林漁業分野における 女性の参画促進	農林漁業団体等における方針の立案・決定過程への参画促進 企業、団体等への情報提供、農林水産業分野の会議、協議の場へ意見者として女性の登用促進	農林水産課
	女性リーダー・女性認定農業者の育成 企業、団体等からの情報提供、女性農業者への認定等支援	
	6次産業化への取組の推進 農林水産品の高付加価値化の推進	

※…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

【用語解説】 6次産業化

農林水産業・農山漁村(1次産業)と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。



【課題3】雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

<現状と課題>

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正など法律や制度の整備が着実に進められたことにより、社会全体での女性活躍を推進する動きが拡大しています。石川県の女性の就業率は、平成 27（2015）年国勢調査で全国第 2 位（石川県：51.8%、全国平均：48.3%）となり、女性の社会進出が着実に進展しているといえます。

しかし、意識調査からは賃金や昇進、昇格、人事配置面における女性の不平等感が強く現れており、未だ男女間の待遇面の格差解消に至っていないのが現状です。要因の一つとして、女性に多くみられるパート・アルバイト等の就業形態は多様な就業ニーズに応えるというプラス面がある一方、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、女性が貧困に陥りやすいことが考えられます。

このほか、性別を理由とする差別的な扱いや妊娠・出産等に関するハラスメントの根絶など、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保が不可欠であるといえます。

<課題解決に向けた施策>

現状を踏まえ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度の定着のほか、事実上生じている男女間の格差の解消、女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進します。

①男女労働者に優しい労働環境づくり		
■男女雇用機会均等法の定着促進	企業・団体等への情報提供 企業等を対象とした広報、啓発、好事例の収集、情報提供、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の周知、「石川県ワーク・ライフ・バランス企業」制度の周知	商工観光課
■ポジティブ・アクションの奨励	企業・団体等への情報提供（再掲・同上）	商工観光課
	起業・創業支援事業 町内で新たに起業する人に対する支援（商工会等と連携）	
■各種ハラスメント等の防止・相談	ハラスメント防止措置の啓発 労働局等（機関）の相談窓口の情報提供	商工観光課

②女性活躍のための環境づくり※		
■働く女性の妊娠・出産に係る保護 (法や制度の周知)	法や制度の周知 広報による周知、パンフレットによる周知	商工観光課
■女性の就業・起業支援	再就職希望者への支援 ハローワークとの連携支援	商工観光課
	就業及び職業能力開発に係る情報提供・相談体制の充実 ハローワークとの連携支援	
	女性起業家への支援 町内で新たに起業する人に対する支援(商工会等と連携)	
	いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」の啓発 「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の周知	

※…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

【用語解説】いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」

県では、平成24(2012)年度より、県内企業等の男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を促進し、取組の実践を促すため、男女共同参画推進の具体的な取組を宣言する企業等を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定してきました。また、より女性活躍を推進するために数値目標を設定して宣言する場合は、「女性活躍加速化クラス」として認定します。



【基本目標Ⅲ】誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

【課題1】生涯にわたる健康支援

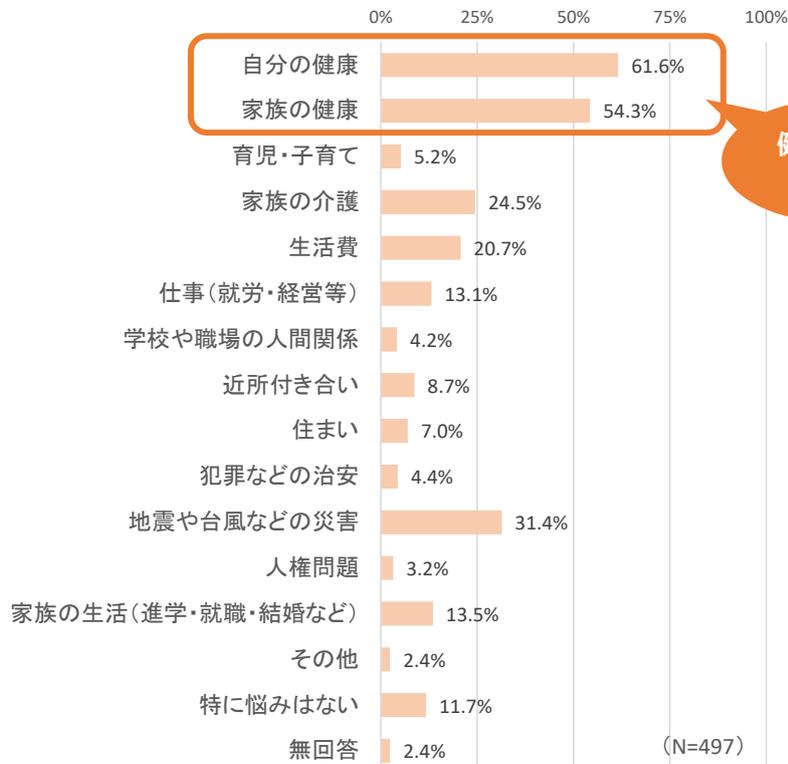
<現状と課題>

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが前提です。

「第3次志賀町地域福祉計画(令和4年3月)」のアンケート調査によると、日常生活の困りごととして、「自分の健康」が61.6%と最も高く、次いで「家族の健康」(54.3%)となっており、日々の生活において“健康”に不安を感じている人が多いことがわかります。自らの健康状態に応じて、適切に自己管理ができるようにするためには、心身の健康についての正しい知識・情報を入手し、主体的に健康維持に取り組めるようにする必要があります。



<日々の生活での悩みや不安>



資料：第3次志賀町地域福祉計画(令和4年3月) アンケート調査

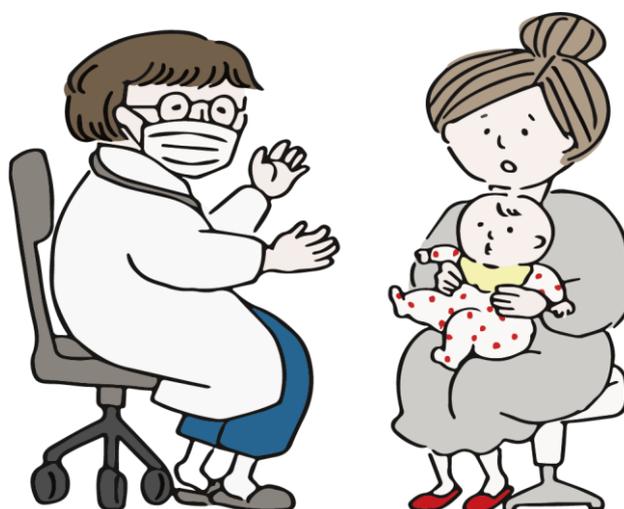
＜課題解決に向けた施策＞

高齢者をはじめ、多様な人々が地域社会において活躍していくためには、いつまでも生き生きと健やかに暮らせる「健康寿命」を延ばすことが大切です。そのためには、健康づくりに関する各事業や健康教育の推進、健診体制の整備等により高齢者・障がい者福祉の充実を図るとともに、ライフステージに応じた啓発活動や支援の拡充に努めます。

また、女性の心身の状態は、妊娠・出産や更年期疾患等、年代によって大きく変化するという特性があることから、母子、女性の生涯を通じた健康を総合的に支援する施策の推進を図ります。

①生涯を通じた男女の健康の保持増進		
■健康づくりの推進	健康増進事業 特定保健指導、健康診査、各種がん検診の受診及び精検受診の奨励	保健センター 住民課
	町民健康づくり推進活動事業 健康フェア、健康ウォーク等の実施、保健推進員の活動支援	保健センター
	健康ポイント事業 国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者が特定健康診査または人間ドックを受診した方に対し、スタンプ会の100ポイントと引換できるポイントを付与	保健センター 住民課
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 羽衣大学の開催	健康福祉課
■健診体制の充実	特定健康検査 受診率の向上、要医療者への受診勧奨、未受診者への対策	健康福祉課
	特定保健指導 健診結果説明会の実施による生活習慣改善目標の設定、メタボ該当者に対する初回面接の実施、ヘルスアップ教室とのタイアップによる運動指導、栄養指導の実施、個別面接による保健指導の実施	
	生活習慣病予防・重症化予防事業の充実 ヘルスアップ教室による適切な運動、食習慣づくり、医師による生活習慣病予防講演会、二次健診結果個別説明会、糖尿病重症化予防個別相談会の実施	

②妊娠・出産等に関する女性の健康支援		
■妊娠・出産期における支援や医療体制の充実	定期検診の推進 一般健康診査助成券の交付、県外での健康診査受診に対する助成	子育て支援課
	周産期医療体制の確保 妊産婦・乳児健康診査費用の助成	
	不育治療や不妊治療費助成事業 不妊・不育治療費助成事業	
■子どもや母親の健康の確保	母子保健事業 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、乳幼児健診事業、育児教室等	子育て世帯包括支援センター
	歯科保健事業 妊婦歯科検診の助成、育児教室、乳幼児健診	子育て支援課
	医療費負担の軽減 子ども医療費助成事業	子育て支援課



【課題2】 困難を抱える人々への支援

<現状と課題>

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人は厳しい生活環境や雇用環境に置かれることがあります。ひとり親家庭の背景には様々な課題を抱えている場合が多く、母子家庭と父子家庭とでは求める支援に違いがあることから、個々の家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要となります。

また、本町の人口に占める65歳以上の高齢者は4割以上で今後も増加傾向にあり、ひとり暮らしの高齢者の増加が予測されます。高齢者が地域で生きがいを持ち健康で暮らすためには、一人ひとりの状況に応じて選択できる支援が必要です。

障がいのある人においても、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう、その機会の確保及び自立への支援の充実を図る必要があります。

<課題解決に向けた施策>

社会的に弱い立場にある人は生活上の困難に陥りやすくなっていることから、貧困の連鎖を断ち切るための経済的支援、住み慣れた地域や家庭での生活を継続できるための自立支援、介護する家族の負担軽減を図るための福祉サービス等の充実を図ります。

高齢者や障がいのある人を含むすべての人が安全で快適な生活を営み、あらゆる分野の活動に平等に参加できる障壁のない社会づくりを推進します。

①生活困難を抱える子育て家庭への支援		
■ひとり親家庭等の自立支援の推進	経済的支援 ひとり親家庭等助成事業（医療費助成）	子育て支援課
	自立支援 ひとり親自立支援・生活相談	
	生活相談の実施 ひとり親生活相談	
	各種施策の周知 ひとり親自立支援・生活相談	
■経済的困難を抱える子育て家庭への支援	就学支援制度 就学援助費及び就学奨励費の支給	学校教育課
	志賀町奨学資金 奨学資金の貸付を実施	

②高齢者・障がい者福祉の充実		
■ 高齢者の生活支援	高齢者等除雪対策事業 小型除雪機による除雪支援	健康福祉課
	自立支援型住宅リフォーム推進事業 住宅のリフォームに対する費用助成	
■ 障がい者施策や障がい福祉サービス、障がい児支援の拡充	心身障害者医療費助成事業 医療費助成	健康福祉課
	障害者自立支援給付事業 居宅介護、短期入所、施設入所支援、訓練等のサービスの提供	
	障害児通所支援事業 通所サービス（放課後デイサービス等）	
	障害者福祉タクシー助成事業 タクシー利用料金の一部助成	



【課題3】地域防災における男女共同参画の推進

<現状と課題>

近年、地震や風水害等による大規模災害発生時の対応について、多様な人々への配慮が求められています。防災の分野では災害対応や災害時の避難所運営を担う立場に女性の参画が少ない状況にあり、全国で発生した大規模な災害時の事例を踏まえると、避難所における男女のニーズの違いに対する意識や女性の視点に欠けた運営がなされる問題などの発生が懸念されます。

また、性の多様性に関する理解が深まる中、災害時の避難所において多様な性の人々が負担を感じる機会があることを十分に理解する必要があります。近年の大規模災害の教訓を活かし、防災や災害対応において、女性をはじめとした多様な視点からの体制づくりが重要です。

<課題解決に向けた施策>

男女の違いや多様な住民に配慮した防災意識の向上を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組みます。また、女性防災士の育成等により、自主防災活動への女性の参画促進を図ります。災害対策本部や避難所の運営などの防災施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、方針決定過程における女性の参画を拡大します。

①防災に関する女性の参画拡大※		
■ 地方防災会議への女性の参画促進	市町村防災会議への女性登用に具体的な取組の促進 地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員の任命など、防災に関する政策・方針過程と防災の現場における女性の参画拡大	環境安全課
■ 地域の自主防災活動への女性の参画促進	女性防災士等の育成のための研修開催及び受講支援 災害時における公的支援が到達するまでの被害の軽減や被災者支援活動、平常時の防災意識の啓発、訓練等の活動を目的とする防災士の育成及び受講料の助成	環境安全課

※…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

②災害時の多様性配慮※		
■ 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策	地域防災計画整備事業 地域防災計画や避難所運営マニュアル等の見直し	環境安全課
	防災対策事業 災害時における男女共同参画の視点の必要性の啓発	
■ 災害時の要配慮者支援と多様性配慮	支援体制の構築 避難支援等関係者の安全確保、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取組方針の検討	環境安全課
	多言語対応翻訳事業 災害多言語支援センターなどの相談窓口開設による災害に関する外国人のニーズの把握	

※…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所



【課題4】あらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメント、ストーカー行為などは男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因になっています。意識調査からはDVやハラスメント経験者が一定数存在すること、その一方で被害者救済のきっかけとなる相談窓口の利用は少ない現状が確認されました。DVやハラスメントをはじめ、子ども・高齢者・障がい者などへの虐待を含めた、あらゆる暴力は個人的問題ではなく多くの人々に関わる社会問題であることをすべての町民が理解し、「暴力を許さない」という意識を地域全体で醸成するとともに、その根絶に向けた取組や被害者への支援の充実を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症などの非常時には、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されており、こうした非常時においても関係機関と連携しながら、相談から保護、自立までの切れ目ない支援を行うことが重要です。

<課題解決に向けた施策>

DV被害者の安全確保を最優先とし、相談から生活再建まで一貫した支援を実施するとともに、警察、女性センター等関係機関との情報共有や連携を強化し、被害者の不安解消を図ります。

また、DV防止のための広報、啓発を行うとともに、DV被害者が安心して相談できる体制を整備し、被害者の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

①暴力根絶の意識醸成・啓発		
■DVに関する知識の普及啓発	広報・HP等による啓発の実施 相談窓口の周知、企業、団体等への啓発活動	生涯学習課 住民課
	パープルリボンキャンペーンの実施 パープルリボンツリーとメッセージカードの設置、男女共同参画推進員による啓発イベントを実施	生涯学習課
■若年層への教育の充実	「社会を明るくする運動」への参加 「社会を明るくする運動」作文の取組	学校教育課

②暴力防止及び被害者支援		
■相談窓口の充実と周知	総合相談の実施、無料法律相談の実施 毎月1回、町内2カ所における総合相談の実施、弁護士による無料法律相談の実施	住民課
■被害者の安全確保と自立支援	被害者の安全確保 避難施設(シェルター)への保護要請	生涯学習課 健康福祉課
	住宅確保に向けた支援 町営住宅等の入居の相談	
	関係機関との連携強化等 女性センター、警察等との情報共有	
	児童虐待の防止 子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会	子育て支援課



第6章 計画の推進

1. 推進体制の整備

①「志賀町男女共同参画審議会」の設置

町民参画機関である「志賀町男女共同参画審議会」を設置し、計画の進捗管理や時代に
応じた内容となるように計画の見直しを行うなど、男女共同参画の推進に関する重要な
事項について調査・審議を行います。

②「志賀町男女共同参画推進会議」の設置

「志賀町男女共同参画推進会議」を設置して10名以内の推進員と連携し、出前講座の
開催等を含む行動計画の普及啓発を推進します。

③関係機関との連携

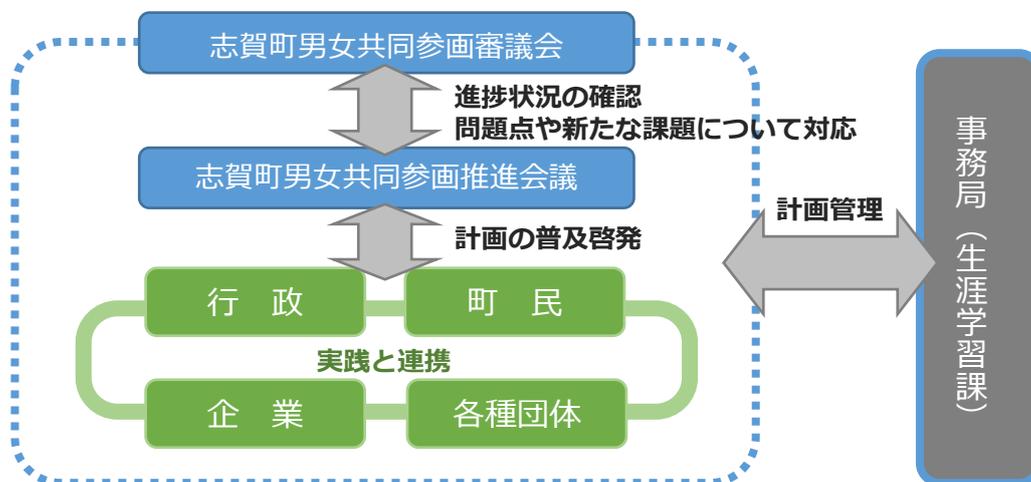
●町民、各種団体、企業などとの連携

町民をはじめ、女性団体などの各種団体や企業とネットワークを構築し、全町的な広
がりをもって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

また、家庭・地域・職場などあらゆる場面において、自発的な男女共同参画社会に向
けた取組が推進できるよう、男女共同参画の形成に関する情報の収集に努め、広く情
報を提供していきます。

●国、県などとの連携

本計画の目標とする男女共同参画社会の形成は、町の施策のみにより実現するもの
ではないため、国、県はもとより、男女共同参画を推進する関係行政機関や男女共同参
画推進員などと連携を密にし、一体となった取組を推進します。



2. 計画の進捗管理

取組が広範かつ多岐にわたる本計画の着実な推進を図るため、生涯学習課を事務局として庁内の関係各課と連携を図り、設定された成果指標などに基づいて各施策の進捗状況や関連施策の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて各種施策の見直しを行ってまいります。

成果指標

基本目標	項目	現況値 (年度)	目標値	
			R9 (2027)	R14 (2032)
【基本目標Ⅰ】 男女平等・多様性社会を進める意識づくり	「男女共同参画社会」の周知度	66.8% (R4)	85.0%	100.0%
	男女の地位について「社会通念、慣習、しきたり」で平等だと感じる人の割合	9.2% (R4)	40.0%	70.0%
	国際交流ボランティア登録者数(累計)	1名 (R3)	5名	10名
【基本目標Ⅱ】 誰もがいきいきのびのび活躍できる環境づくり	町内の「石川県ワーク・ライフ・バランス企業」表彰企業数(累計)	1団体 (R3)	3団体	5団体
	町男性職員の育児休業取得率	5.9% (R2)	20.0%	30.0%
	町の審議会等における女性委員の割合	23.5% (R3)	30.0%	40.0%
	いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」の認定数(累計)	12社 (R3)	20社	30社
【基本目標Ⅲ】 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり	健康診断受診率(特定健診)	46.0% (R3)	60.0%	63.0%
	女性防災士数	59人 (R3)	75人	85人
	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	52.0% (R4)	70.0%	80.0%

参考資料

1. 志賀町男女共同参画審議会名簿

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

	所 属	氏 名
会 長	区長会会長	山本 政人
職務代理者	羽咋北部会会長	徳山 武志
委 員	校長会役員（男女共同担当）	前田 倍成
	社会教育委員	村山 康子
	志賀町商工会女性部部长	岡崎 昌子
	能登中核工業団地協議会会長	志倉 喜幸
	富来商工会女性部部长	三谷 則子
	P T A 連合会会長	大石 拓
	民生委員・児童委員	久田 幸子 (R4.1～R4.11) 道谷内 強 (R4.12～R6.3)
	J A 志賀女性部部长	荒木 芳美
	老人クラブ連合会副会長	竹田 恒雄
	女性団体協議会会長	寺口 優美子

2. 策定経緯

- 令和4(2022)年10月24日：第1回 志賀町男女共同参画審議会
【審議内容】計画の背景及び社会情勢と本町の現状について／これまでの取組の評価について
／計画の基本的な考え方及び基本目標と施策の体系について
- 令和4(2022)年12月20日：第2回 志賀町男女共同参画審議会
【審議内容】施策の内容と事業について／計画の推進について
- 令和5(2023)年1月16日～1月31日：パブリックコメント(意見等募集)の実施
【募集の対象】第3次志賀町男女共同参画行動計画（骨子案）に対する内容について
- 令和5(2023)年2月21日：第3回 志賀町男女共同参画審議会
【審議内容】第3次志賀町男女共同参画行動計画（答申案）について

3. 志賀町男女共同参画推進条例

平成 17 年 9 月 1 日 条例第 103 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本的事項を定めることにより、町の施策を総合的かつ計画的に実施し、もって人権を尊重した男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、勤務する者及び通学する者をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的言動を行うことにより、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に対して身体的、精神的、経済的又は性的な危害及び苦痛を与える暴力的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 一人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (2) 家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。
- (3) 社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。
- (4) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (5) 男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画社会の形成を最重要施策として位置付け、男女共同参画社会の形成を推進する施策(積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画社会の形成に当たり、町民及び事業者と連携を図り、協力するよう努めなければならない。
- 3 町は、男女共同参画社会の形成のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 町は、保育園及び幼稚園、小学校、中学校その他の学校等あらゆる分野の教育の場において、男女共同参画社会の形成に向けた教育が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできる職場環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において直接的又は間接的であるかを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱い並びにセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、男女間においてドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳をふみにじる行為を行ってはならない。

(行動計画)

第8条 町は、男女共同参画社会の形成に関し町、町民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 町は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 町は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(啓発等)

第9条 町は、男女共同参画社会の形成について広く町民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動の促進に努めなければならない。

- 2 町は、広く町民に提供する情報について、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長

し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(町民等の活動に対する支援)

第 10 条 町は、町民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 町は、前項の支援について、農林業、商工業その他の産業の自営業に従事する者に対し、特に配慮しなければならない。

(積極的改善措置)

第 11 条 町長その他町の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めなければならない。

2 町は、事業者に対し、男女共同参画の推進状況について報告を求め、必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

(苦情等への対応)

第 12 条 町は、町民又は事業者から、町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び性別に基づく差別に関する相談を受けた場合は、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究)

第 13 条 町は、男女共同参画社会の形成に関し必要な情報の収集及び調査研究を行わなければならない。

(推進体制の整備)

第 14 条 町は、男女共同参画を推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(男女共同参画推進員)

第 15 条 町は、町民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、行動計画の普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進委員を置くことができる。

(年次報告)

第 16 条 町は、推進施策の実施状況について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(男女共同参画審議会)

第 17 条 男女共同参画に関する重要な事項を調査審議するため、志賀町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第 18 条 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第 19 条 審議会は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する委員 20 人以上で組織する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

4. 用語解説

用語	解説
E S D教育	世界中にある環境、貧困、人権、平和などといった様々な現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習活動です。
L G B T (Q)	Lesbian(レズビアン、同性を好きになる女性)、Gay(ゲイ、同性を好きになる男性)、Bisexual(バイセクシャル、両方の性を好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー、からだの性とところの性が異なる人)、Questioning(クエスチョニング、自分の性のあり方についてわからない、迷っている、決めたくない人)やQueer(クィア、性的マイノリティを包括する言葉)の頭文字からなる言葉で、性的マイノリティの呼称のひとつです。同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。
ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことです。
女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃を定めた多国間条約のことです。
女性活躍推進法	女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27(2015)年8月に制定された法律です。
D V (ドメスティック・バイオレンス)	Domestic Violenceの略で、配偶者や内縁関係など、身近な立場の人から受ける暴力のことです。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力(交友の制限など)、経済的暴力(お金を渡さない)等も含まれます。
パープルリボン	女性に対する暴力根絶のシンボルのことです。
ファミリー・サポート・センター	地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助けあう会員組織のことです。
ポジティブ・アクション	「積極的改善措置」(ポジティブ・アクション)とは、男女間の格差改善のため、企業が行う積極的な取組のことです。
ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のことをいいます。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

第3次 志賀町男女共同参画行動計画

発行日：令和5年3月

発行：志賀町生涯学習課（男女共同参画担当）

住所：〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

T E L : 0767-32-9350 F A X : 0767-32-3933

E-Mail : gakushu@town.shika.lg.jp